

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

(一) 運転技能検査に関する規定の整備

ア 運転技能検査の対象となる基準を定める。(第三十四条の三、第三十四条の五及び第三十七条の六の三関係)

イ 運転技能検査手数料の標準を定める。(第四十三条関係)

(二) 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

ア 申請による運転免許の条件の付与等の基準を定める。(第三十三条の六関係)

イ 申請により運転免許に付され、又は変更された条件に違反して運転する行為に付する点数に関する規定を整備する。(別表第二関係)

二 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

(一) 十九歳から大型自動車免許等を受けることができる者を定める。(第三十二条の七及び第三十二条の

## 八関係)

(二) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上で大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習について定める。(第三十四条関係)

(三) 十九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上で第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習について定める。(第三十四条関係)

(四) 若年運転者講習の対象となる基準を定める。(第三十七条の十関係)

(五) 若年運転者講習終了者に係る特例取得免許の取消しの基準を定める。(第三十九条の二の二関係)

(六) 若年運転者講習の講習手数料の標準を定める。(第四十三条関係)

## 三 その他

(一) 自動車の積載の制限について、積載物の長さにあつては、自動車の長さの一・二倍を、積載物の幅にあつては、自動車の幅の一・二倍を、それぞれ超えてはならないこととともに、積載の方法について、自動車の車体の左右から自動車の幅の十分の一の幅を超えてはみ出してはならないこととする。

(第二十二条関係)

(二) 運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者又は特定取消処分者から除かれる者として、運転免許が失効し、又は一定の病気等を理由とする運転免許の取消しを受けた後に一般違反行為等をして運転免許の拒否処分の基準に該当した者を追加する。(第三十四条の三関係)

(三) 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車免許以外の運転免許であつて原動機付自転車を運転することができるときを受けていた者について、原動機付自転車免許の運転免許試験の一部を免除することとする。(第三十四条の五関係)

(四) 臨時適性検査を行うことができる場合として、運転免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるときを追加する。(第三十七条の七関係)

(五) 自国の運転免許証に日本語による翻訳文を添付することにより我が国において運転することができるようになる国又は地域から、エストニア共和国を削る。(第三十九条の四関係)

(六) 認知機能検査手数料及び高齢者講習の講習手数料の標準を改める。(第四十三条関係)

(七) その他所要の規定を整備する。

#### 四 施行期日等

(一) 三(五)を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号)の施行の日(令和四年五月十三日)から施行することとする。

(二) 三(五)については、公布の日から施行することとする。

(三) 所要の経過措置を設ける。